

令和6年度予防接種Q&A(令和6年4月1日現在)

【5種混合ワクチンについて】

	質 問	回 答
1	保護者の希望により、4混から5混に変更は可能か？	交互接種については、科学的知見が十分あるわけではなく、また、接種スケジュールが複雑化するため、原則、最後まで同じワクチンで、接種を完了させてください。
2	厚労省の資料にある、「やむを得ない事情」とは何か？	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関にどちらかのワクチンの在庫しかない場合。 ・ワクチンの自主回収等により、いずれかのワクチンの供給ができなくなった場合。主に、ワクチンの確保ができない場合を想定しているようです。
3	「やむを得ない事情」等の中に、保護者からの申し出でも交互接種は可能か？	<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省の資料では、同一ワクチンで接種できない場合についても、接種が実施できるように規定を設ける。と示されていますが、現在のところ、規定は示されておりません。 ※小委員会・第58回基本方針部会(令和5年12月20日)
		<ul style="list-style-type: none"> ・東京都に確認したところ、「やむを得ない事情」の詳細については、明確に示されているわけではないので、転居等や保護者から交互接種の希望があり、「医療機関で対応可能な場合」は、交互接種をしても差し支えないといえるのではないかとの見解でした。 ※東京都 保健医療局 感染症対策部 防疫課 防疫担当(3/25確認)
		<p>【港区から交互接種をする場合のお願い(医療機関で対応可能な場合の例)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種スケジュールが複雑になる可能性があるため、医療機関が一人ひとりの接種スケジュールを管理できる体制にあること。 ・4混と5混では、そもそも違うワクチンであることを理解していること。 ・被接種者、保護者に、ワクチンの有効性・安全性に関する十分な情報提供及びコミュニケーションが図れること。 ・医療機関と被接種者、保護者が相互に理解していること。
4	保護者に交互接種が可能であることを事前に伝えても良いのか？	交互接種を行う場合、「科学的知見が十分にあるわけではなく、また、接種スケジュールが複雑化する場合がある。」ことを、医療機関が理解し、被接種者や保護者に十分に説明をした上で、医療機関で対応可能である場合は、交互接種について周知していただいても構いません。
5	小児の医療機関ではないため、一人ひとりの予防接種の管理が十分にできないため、交互接種は行わないがよいのか？	原則は、同じワクチンで終了することが前提なので、医療機関で対応できないと判断した場合は、交互接種を導入する必要はありません。
6	5混のワクチンのみ対応をする予定だが、4混接種希望の方が来た場合の対応は？	ワクチンがなければ、別の医療機関に行くようお伝えください。
7	4混と5混の接種方法については、区民の方にどのように説明すればいいのか？	「接種完了まで、同じワクチンの予診票で接種を完了させてください。」とお伝えください。(原則についてのみお話しください。)
8	交互接種の対応をすることを決めた場合の事務手続きについては？	そのような場合、保健所の予防接種システムに入力しなければならぬため、接種後の「落ち着いた時間」に、また、そのような方が複数いた場合は、まとめて構いませんので、「4混から5混に変更した方の情報(住所、名前、生年月日、接種日)」を必ず、保健所に連絡してください。
9	4混の予診票を使用して、5混を接種した場合の記入方法は？	<ul style="list-style-type: none"> ・4混の予診票(黄色縁取り)に「ヒブ」と手書きで記入してください。 ・予診票の下段中央の使用ワクチン名の周辺に、5混の「ワクチン名」を記入してください。 ・予診票に「4混から5混に変更」と書いた付箋を請求用の予診票に貼って提出してください。 ・接種部位については、筋注も可能ですので、その場合は、「筋注」、接種部位等も忘れずに記入してください。 ・ヒブの予診票は持って来ていれば医療機関で処分をお願いします。持って来ない場合は、保健所に返送するように伝えてください。
10	クイントバックとゴービックのワクチンの仕入れ単価が違うが、既定のワクチン単価はいくらか？	東京都、特別区、東京都医師会連絡協議会(三者協)の協議結果により、決定しています。金額は実施医療機関に送付している単価表で確認してください。